

振替口座開設(送金機能) 通常貯金ご利用の上限額 13,000,000円 確認

キャッシュカード	代理人カード	デビットサービス
定期・定期自動貸付	国庫等自動貸付	

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください

【店名】一ニ三(読み イチニサン)
【店番】123 【預金種目】普通預金 【口座番号】1234567

請求にあたってのご注意 ※必ずご確認ください

- ・ 必要事項記入後、請求書を同封の返信用封筒で郵送してください。
通知書はお手元で保管してください。
- ・ ご記入もれ、記入内容が確認できない等の不備がある場合は、請求書を返送させていただくことがあります。
- ・ 還付請求をできる方は、原則、還付請求書の宛先に印字しているご本人(法人・個人とも)に限ります。
(※相続、会社合併等の場合を除く)。
- ・ 相続人が請求される場合は、「氏名又は名称」欄に相続人の氏名を記入し、続柄が確認できる書類(例:戸籍(除籍)謄本・遺産分割協議書等(すべてコピー可))を添付してください。
なお、還付請求書の宛先に相続人の氏名がある場合は、確認書類は不要です。
- ・ 成年後見人、納税管理人、保佐人等が請求される場合は、「氏名又は名称」欄にご本人の氏名と、
続けて成年後見人等の方の氏名をご記入ください。
成年後見人等であることが確認できる書類(例:登記事項証明書等(コピー可))を添付してください。
なお、還付請求書の宛先に成年後見人等の氏名がある場合は、確認書類は不要です。
- ・ 合併法人等が請求される場合は、「氏名又は名称」欄に新しい法人名を記入し、合併したことが確認できる
書類(コピー可)を添付してください。
- ・ 管理組合・町内会等の団体が請求される場合は、「代表者の肩書・氏名」欄に代表者の肩書と氏名を
記入してください。

公金受取口座利用のご注意

- ・ 公金受取口座とは、マイナンバーとともに事前に国(デジタル庁)に登録しておき、給付金等の支給を受ける際に利用を申し出ることができる口座です。
- ・ 公金受取口座のご登録状況は、ご自身のマイナポータルサイトよりご確認ください。
- ・ マイナポータルサイトや確定申告等で公金受取口座を新たに登録・変更された場合は、反映までに日数がかかりますので、お手数ですが、「振込口座を指定する場合」の該当箇所をチェックし、口座情報をご記入ください。
- ・ 個人番号(マイナンバー)を確認できる資料として、マイナンバーカードのコピー等を添付してください。
なお、個人番号(マイナンバー)欄に***を印字している場合は、個人番号の記入、資料の添付は不要です。
- ・ 公金受取口座の利用を希望されても、国(デジタル庁)にご登録がない場合は振込ができませんので、請求書を返送させていただく場合がございます。

◎オンラインでも還付請求が可能です。

詳しくは、大阪市ホームページからご確認ください。

※還付請求書の宛先に印字しているご本人が請求される場合に限りです。

※大阪市行政オンラインシステムを利用するには利用者登録が必要となります。



(大阪市HP)

大阪市税 還付 オンライン

検索

◎お問い合わせ先

- ・ 預貯金口座をお持ちでない場合
- ・ 記入方法や添付資料等についてご不明な点がある場合

船場法人市税事務所 収納管理グループ(電話:(06)4705-2931)へお問い合わせください。